



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年6月19日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	廃棄物対策係	福田 剛	直通 058-272-8322 FAX 058-278-3524

### 産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和6年6月17日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

#### 1 被処分者

- (1) 住 所 愛知県名古屋市中港区七反野一丁目706番地
- (2) 氏 名 株式会社本永組建設  
代表取締役 本永 秀光

#### [許可内容]

##### 産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 令和3年4月27日（更新）
- ・許可番号 02100187004
- ・積替え又は保管の有無 無し
- ・産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

#### 3 取消年月日

令和6年6月17日

#### 4 取消しの理由

被処分者の役員は、刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪を犯したことにより、令和元年6月22日に静岡地方裁判所において懲役の刑に処せられており、その執行を終わった日（令和2年9月27日）から5年を経過していないことが判明しました。

これにより、被処分者は、法第14条第5項第2号ニのうち、同号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至りました。

本事実を、法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消事由に該当します。

[参考条文]

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

### 第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。

### 第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。